

	イタリア	アメリカ
近年の出生率の動向	1970年代半ばまで2.0を上回っていたが、それ以降急速に低下し、1997年には1.18まで低下。先進諸国の中では最も低い水準で推移していたが、最近はやや回復傾向にある。(2005年の暫定値1.32)	1960年代前半から70年代半ばまで低下したが、その後反転し、80年代後半には2.0まで回復。90年代以降は概ね2.0以上で推移。(2004年2.05)
家族政策	全般的な傾向、近年の動向 ファシズム時代の出産奨励策の経験、人口が過剰であるという意識や個人の自己決定を尊重する立場から、国として特別な対応を行ってこなかった。所得制限のない普遍的な児童手当制度が一般的な欧州諸国にあって、貧困対策の色彩の濃い手当制度となっていることも特徴的である。近年では、出生率が先進国最低レベルで推移していることもあり、EUの要求水準に近づけるべく、2001年には、出産休暇の義務付け、父親休暇及び両親休暇制度の導入、2003年から、職場内に保育施設を設置する事業主に対する助成制度の創設など、保育施設の増設や休業制度の整備に取り組んでいる。また、2004年には、第2子以降の子を出産した母親に対するベビーボーナスの支給(1年限りの時限措置)を実施するなど、出生促進的な色彩の濃い対策も打ち出されている。(2006年に再度実施) 家族社会支出対GDP比0.98%(2001)	一般施策として家族政策に取り組む欧州諸国と異なり、公的支出を伴う施策の範囲は低所得者など問題のある層への限定的な支援という位置付けにとどめられ、保育等は私的な対応に委ねられている。経済的な支援や保育サービス利用に対する支援も、減税(税額控除)という形で、就労インセンティブを削がない形で実施されている。それにもかかわらず、90年代以降も2.0以上の高い出生率を維持している背景には、低賃金労働者が多く存在し、保育サービスの費用が比較的安く抑えられ、市場で調達することが可能であることなどがあげられる。 家族社会支出対GDP比0.38%(2001)
	出産・育児に関する休暇制度 出産休暇 産前2か月及び産後3か月(計5か月間)に労働者が労働することを控えるよう、労働者及び事業主に対して義務付け(一定の場合延長可)。出産手当として休業前賃金の80%が事業主(一部国庫負担)から支給されるほか、労務間の全国労働協約において残り20%分も含めて保障される場合が多い。 父親休暇 母親が死亡又は重病もしくは父親が専ら子の養育を行っている場合など、母親の有する出産休暇権の全体又は一部を取得可(期間や給付は出産休暇と同じ)。 両親休暇 子が8歳になるまで両親合計で10か月(母親は最大6か月、父親は同7か月)。事業主から休暇前賃金の30%相当額が支給。 日々の休息 母親は子が1歳になるまで、有給で一定時間育児のため職場を離れる時間が認められる。	他国のような出産休暇や育児休暇は制度化されておらず、「家族及び医療休暇法」に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、家族の介護や本人の療養とともに育児が位置付けられている。育児については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。休業給付はない。
	保育サービス 公立保育所が公的に制度化されたのが1971年と遅く、私立保育所に至っては1991年から認められ、保育サービスの整備は遅れている。生後3か月から3歳未満の子が対象であるが、その対象に占める保育所定員の割合は全国で6%に過ぎず、多くの親が親族の助けに大きく依存している。 政府は、保育所不足に対応するため、保育所の開設費用について州政府を通じて自治体に助成するほか、公的保育所の不足を補うため、2003年から、職場内に保育施設を設置する事業主に対する助成制度を創設。12万5,000ユーロ(約1,800万円)を上限として、最高で建設費の8割までを国が補助している。	女性の労働力率は高いが、保育は、基本的に私的な対応に委ねられ、保育所(Daycare Center)と家庭型保育(Family Childcare)、ベビーシッターの雇用、親戚に預ける等の方法で行われている。国全体を通じた制度はない。2002年の調査によれば、母親が働いている就学前児童の主たる保育者は、親(20.7%)、祖父母等の親戚(24.8%)、保育所等の施設(24.3%)、家庭型保育やベビーシッター(17.2%)、その他(13.0%)となっている。 保育所は、教会や非営利団体、企業(営利目的)が運営し、いずれも親が私的に契約して利用。原則として親が利用料を負担するが、保育費用の35%の税額控除(所得により上限あり)を受けることが可能。また、連邦政府は州に対して、低所得家庭が良質な保育を受けることのできるプログラムに対する助成を行っている。
	児童手当制度 家族手当 18歳未満の子のいる低所得の被用者家庭に支給。額は家族構成や年収により異なる(3人家族の場合、年収12,437.25ユーロ(約177万円)未満の場合は月130.66ユーロ(約1.9万円)支給されるが、所得が増えることに支給額は減少し、年収41,960.63ユーロ(約596万円)以上の場合には支給されない。)また、農民や職人等自営業者の低所得家庭には、18歳未満児童1人当たり月10.21ユーロ(約0.1万円)を支給。財源は保険料収入を主とし、一部国からの財政支援を受ける。 大家族手当 18歳未満の子が3人以上いる低所得・低資産家庭に月額120.63ユーロ(約1.7万円)を支給(1998年より実施、自治体が負担)。 税制 2005年から、従前の児童税額控除制度を改め、子ども1人当たり最大2,900ユーロ(約41.2万円)(3歳未満は最大3,450ユーロ(約49.0万円))の所得控除制度(所得の増加に伴い控除額は遞減。)を導入。2004年には、1年間の時限措置として、所得にかかわらず、第2子以降の子を、出産した母親に対して、ベビーボーナスとして1,000ユーロ(約14.2万円)を支給(財源は、国庫負担)するという、出生促進的な色彩の濃い措置が実施された。なお、この措置は2004年限りで一旦終了したが、2006年の財政法で2005年に生まれたすべての子どもと、2006年に生まれた第2子以降の子を対象に再度実施されることとなった。	なし。 ただし、児童手当に相当する制度として児童税額控除がある。 児童税額控除 扶養控除(被扶養者1人につき3,100ドル(約36万円)の所得控除)のほか、17歳未満の扶養児童1人につき、年間1,000ドル(約11.6万円)の税額控除(控除額が納税額を上回る場合には、一定の要件の下で、差額の全部又は一部を給付)。夫婦の所得が110,000ドル(約1,280万円)を超えると控除額が所得の増加に応じて遞減。
その他		